

自然緑地保存樹木 指定解除

指定番号	申請所在地番	樹種	樹高	幹周	枝張長	枝葉面積
173	海老名市東柏ヶ谷4-15-27	クルミ	9.0m	1.5m	11.0m	95.0㎡

○案内図



○写真



○指定解除の理由

前所有者の死亡により相続をしたが、土地を売却するため解除をしたい

※当初指定年月日：平成18年8月1日

自然緑地保存樹木 指定解除

指定番号	申請所在地番	樹種	樹高	幹周	枝張長	枝葉面積
174	海老名市東柏ヶ谷4-1943-1	クルミ	11.0m	1.5m	16.0m	201.0㎡

○案内図



○写真



○指定解除の理由

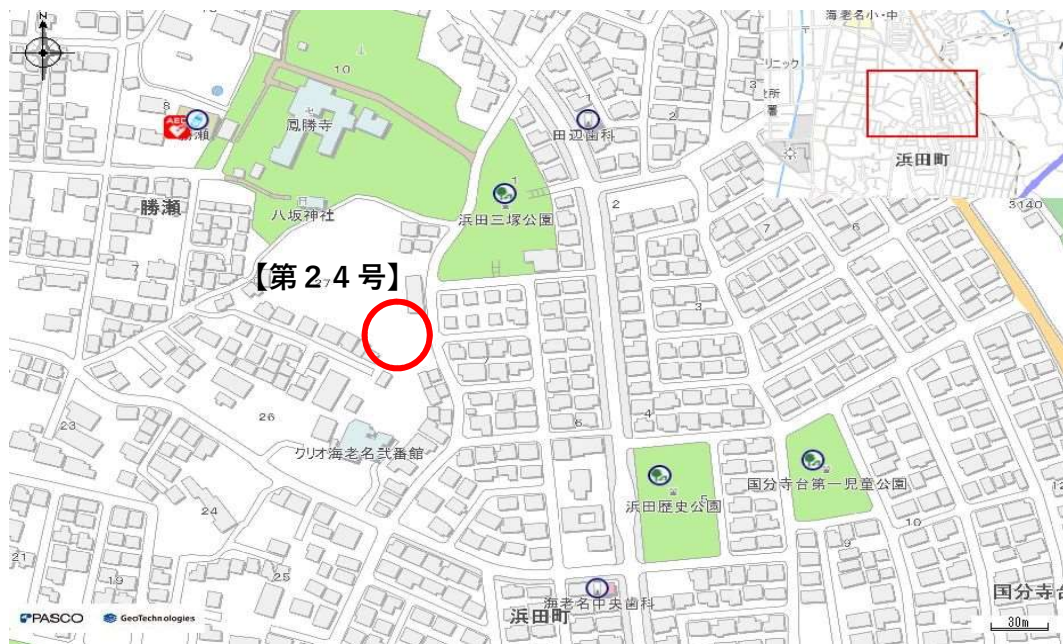
前所有者の死亡により相続をしたが、土地を売却するため解除をしたい

※当初指定年月日：平成18年8月1日

自然緑地保全区域 指定解除

指定番号	申請所在地番	樹種	面積
24	海老名市大谷北2丁目4052、4053	スギ、サワラ	633㎡

○案内図



○写真



○指定解除の理由

土地利用の為

事業系一般廃棄物処理手数料の見直しについて

事業者が排出する一般廃棄物を収集運搬及び処分する場合の手数料は、廃掃法より条例で上限を設けることが規定されています。

海老名市の条例でも上限額が定められていますが、以下の理由より市で定める上限額のうち収集運搬手数料部分について見直しを行いたいため、その手数料額について諮問するものです。

- 人件費・原材料費が高騰している中で、約20年間にわたり金額据置きであり、収集運搬手数料の金額の適正化を図るため
- 排出事業者のごみ排出抑制という副次的効果への期待

廃棄物の処理及び清掃に関する法律【抜粋】

第7条第12項

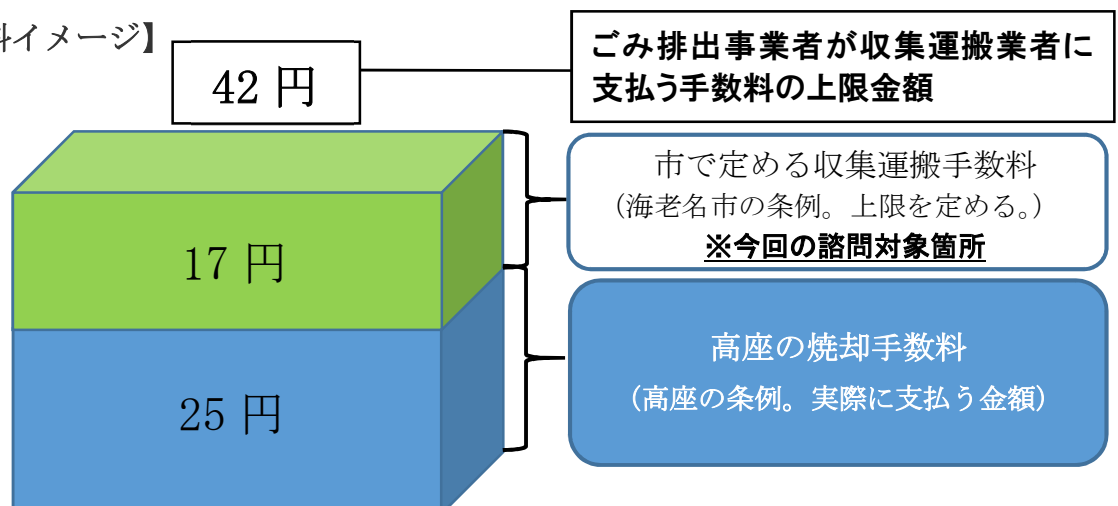
第1項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）は、一般廃棄物の収集運搬処分につき、当該市町村が地方自治法第228条第1項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例【抜粋】

別表第1(第27条関係)

種別	取扱区分	処理手数料
事業系一般廃棄物	市が、市長が承認したものを収集、運搬及び処分をするとき。	1キログラムにつき 42 円

【手数料イメージ】



自然緑地保存樹木 指定解除

指定番号	申請所在地番	樹種	樹高	幹周	枝張長	枝葉面積
73	海老名市大谷北3-19-51	ハリギリ	9.5m	3.46m	14.0m	153.8㎡

○案内図



○写真



○指定解除の理由

樹木が枯死し、倒木の危険性があるため伐採。

※当初指定年月日：平成元年8月1日

一般廃棄物処理基本計画改定及び令和4年度各種実績について

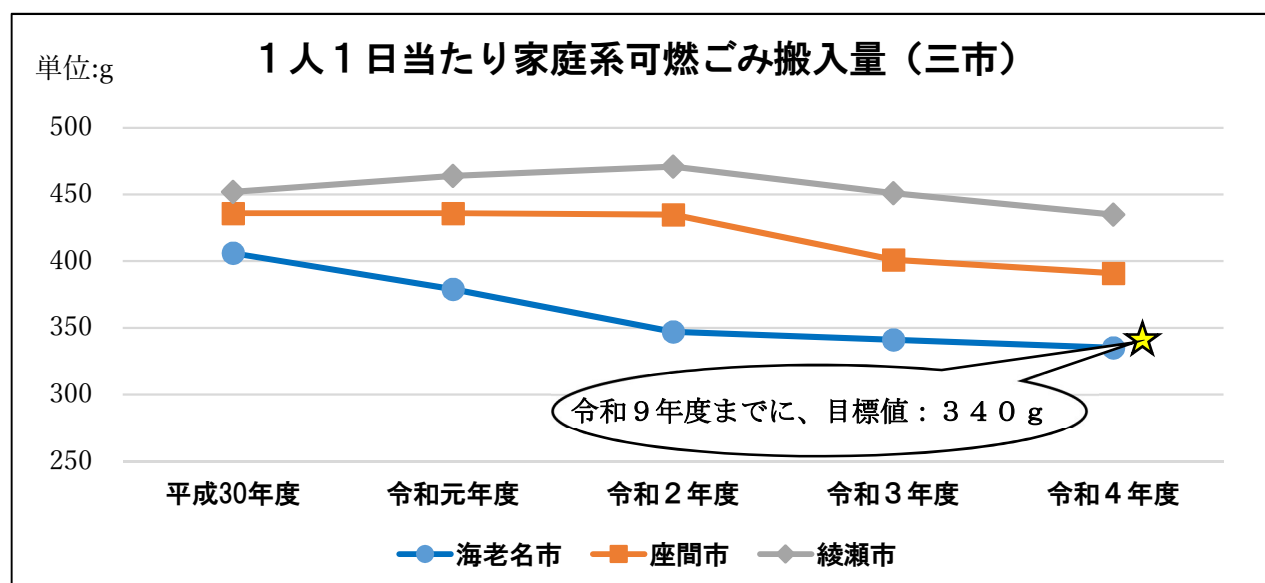
令和5年3月に一般廃棄物処理基本計画が改定されましたので配布します。

また、令和4年度の搬入量や家庭系ごみにおける組成分析やアンケートの結果がまとまりましたので、合わせて報告します。

1 家庭系可燃ごみについて

(1) 家庭系可燃ごみ搬入量について ※人口は各年度10月1日時点

家庭系可燃ごみ搬入量合計	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	19,647t	18,466t	17,284t	17,080t	17,016t
1人1日当たり家庭系可燃ごみ搬入量合計	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	132,641人	133,706人	136,516人	137,303人	139,387人
	406g/人・日	377g/人・日	347g/人・日	341g/人・日	334g/人・日



(2) 家庭系可燃ごみの組成分析について

ア 組成分析の実施日、場所及び方法

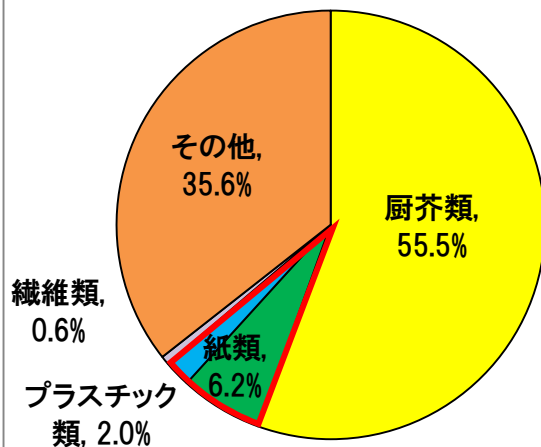
実施日	令和5年2月18日（土）
実施場所	美化センター
実施方法	集合住宅及び戸建住宅から排出された指定収集袋（燃やせるごみ）から無作為に各50kgを抽出。内容物を品目毎に仕分けし、比率を求める。

イ 実施結果と前回結果との比較

実施日	令和元年10月26日（土）
地 区	杉久保南一丁目
内 容	約105kg（集約約50kg、戸建約55kg）

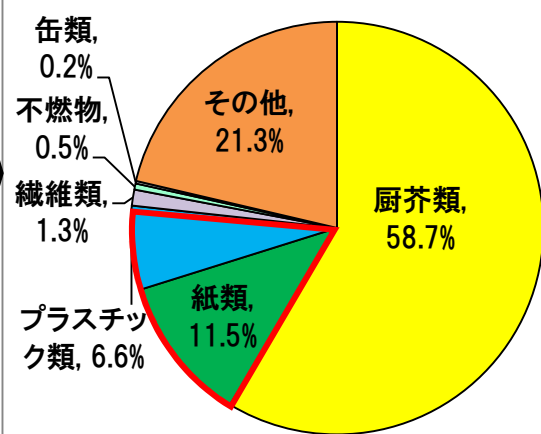
実施日	令和5年2月18日（土）
地 区	杉久保南一丁目
内 容	約104kg（集約約51kg、戸建約53kg）

令和元年度 組成分析結果



＜R1 制度導入直後 資源混入＞
紙 類 6.2%
プラスチック類 2.0% } **8.2%**

令和4年度 組成分析結果



＜R4 制度導入3年目 資源混入＞
紙 類 11.5%
プラスチック類 6.6% } **18.1%**

ウ 分析

○紙類・プラスチック類の混入割合が導入当初より増加

一部有料化・戸別収集導入から3年以上が経過し、直後と比べると分別の不十分が見受けられました。さらなる分別啓発等を行う必要があると考えます。

○厨芥類の割合の増加

厨芥類の割合が前回の組成分析より約3%増加していました。厨芥類は自家処理できる唯一の品目であることから、市民の自家処理促進のため、さらなる生ごみの水切りや生ごみ処理機の利用促進を実施していく必要があると考えます。なお、1人1日当たりの可燃ごみ排出量から割合算出すると、前回よりも重量は減少している結果となりました。

(3) 家庭系ごみ一部有料化・戸別収集導入後アンケートの実施結果

一部有料化・戸別収集制度導入から3年が経過したことから、市民のごみの減量・資源化への取り組みの調査を行い、今後の事業展開の基礎資料とするため、アンケートを実施しました。

ア 実施方法

実施日	令和4年9月1日(木)～同年9月30日(金)
調査対象	海老名市民3,000世帯
調査方法	○送付方法：郵送 ○回答方法：持参、郵送、インターネット及びFAX

イ 回答状況

回答状況	1,555世帯/3,000世帯(回答率51.8%)
------	---------------------------

ウ 結果概要(詳細は別添結果報告書参照)

●家庭系可燃ごみ一部有料化について(報告書P5～7)

有料化導入前に比べて、ごみの分別や出し方を注意するようになった方が約80%、有料化を受けてごみの減量やリサイクル、環境問題に関心を持つようになった方が約50%と、有料化開始後、ごみに対して意識変化があったことがわかる結果となりました。

●指定収集袋について(報告書P8～12)

燃やせるごみは100袋を使用している方が一番多く、燃やせないごみは50袋を使用している方が一番多い結果となりました。

燃やせるごみ・燃やせないごみどちらも1回あたりの排出に使用する枚数は1枚で、週2回排出している方が大部分を占めていることがわかりました。

また、現在の指定収集袋に対して問題や意見はないと回答した方が約50%を占めています。

●戸別収集について(報告書P13～15)

戸別収集開始後、約70%の方が減量や分別、ごみ出し時間の厳守などの意識変化があることがわかりました。また、約60%の方が鳥獣対策していることがわかりました。

2 事業系ごみ(可燃ごみ)搬入量

事業系ごみ (可燃ごみ) 搬入量合計	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	8,509t	8,665t	7,749t	8,037t	8,331t

